

## 【質問・回答】

案件名 東西線乗務庁舎清掃業務

No. 1

No.	質問内容	回答
1	日常清掃標準作業要領の作業箇所 3 (3) カーペットの対象面積についてご教示願います。 また、この他に定期清掃もあわせ、繊維床で積算している作業箇所があれば併せてご教示願います。	繊維床で積算している対象箇所は、日常清掃における宿泊室 (247 m <sup>2</sup> ) となります。
2	定期清掃標準作業要領の作業箇所 2 (4) (5) (6) の清掃面積について、清掃面積等一覧の【参考】側壁面積は斜線になっていますが、床面積での積算でよかったですでしょうか？	お見込みのとおりです。